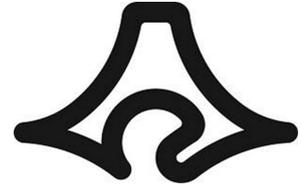


提供日 2025/3/31
タイトル 第十三次東富士演習場使用協定締結に係る知事コメント
担当 くらし・環境部 県民生活局 県民生活課
TEL 企画班 054-221-3153



第十三次東富士演習場使用協定締結に係る知事コメント

令和7年3月31日に、国と地元行政(御殿場市、裾野市、小山町)及び地権者との間で、第十三次東富士演習場使用協定が締結されました。

これに関する知事コメントは以下のとおりです。

<知事コメント>

本日、国と地元関係者との間で、第十三次東富士演習場使用協定が締結されました。

協定の締結に当たっては、地元から多くの課題や要望が出され、国からの回答に対し、概ね合意が得られたところであります。

県といたしましては、今後も地元の民生安定と演習場の安定使用との両立が図られるよう、地元と連携しながら、第十三次使用協定の履行状況について確認してまいります。

なお、積み残された課題につきましては、国に対し、引き続き対応を求めてまいります。

【参考】

・東富士演習場とは

面積8,804haを有する本州最大の演習場で、自衛隊及び米軍が射撃訓練等を実施している。

・東富士演習場使用協定とは

東富士演習場の約6割は地元自治体及び民間団体、個人が所有し、また演習場全域に入会慣行が存在していることから、昭和34年以来、国と地元(2市1町(御殿場市、裾野市、小山町)・権利者)の間で「東富士演習場使用協定」を締結している。

本日締結された第十三次使用協定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間である。

静岡県は、協定締結にあたり、立会人として、国と地元との間の調整役を務めた。